

6章 被災者への対応

1. 一人暮らし高齢者の安否確認

地震発生直後から、下記のとおり安否確認を行った。

区 分	対象者数	10/6	10/7	実施機関
緊急通報装置設置者	92人	電話・訪問 92人	訪問 47人	在宅介護支援センター (緊急通報システム委託先)
70歳以上独居高齢者 (緊急通報設置者を除く)	434人	電話・訪問 434人		市社会福祉協議会 (自立支援ヘルパー 派遣事業委託先)
65歳から69歳で支援 者のいない独居高齢者	51人	電話・訪問		市高齢者対策課
合 計	577人			

2. 防水用シートの配布と展張

境港市消防団、境港消防署に依頼 (シートは鳥取県より支給)

10月8日…消防団第1分団から第6分団 団員74名

配布63世帯 103枚 展張13棟

10月10、11、13、14、15、17日…境港消防署員

配布14世帯 17枚 展張14棟

10月25日以降は震災復興対策室で無料配布

3. 市営住宅への受入状況

1年間家賃無料、その後は住宅の入居資格に照らして判断した。

区分	住宅名	入居世帯数	(ピーク時3月31日)
市 営	誠道	3	(3)
	第2夕顔	4	(4)
	夕顔	1	(1)
	渡	2	(2)
県 営	余子	4	(13)
	境港	7	(8)
合 計		21	(31)

4. 不燃ごみの特別収集と災害廃棄物仮置場の設置

平成12年10月11日から10月17日まで、通常の不燃物集積所に持ち出した被災にともなう不燃ごみを特別収集。

また、10月7日から平成13年3月31日まで竜ヶ山球場サブグラウンドに

災害廃棄物仮置場を設置して、市民の搬入と、解体事業に伴う業者搬入を受け入れた。

5. 緊急情報の提供

10月 9日	災害による不燃ごみの特別収集について	自治会緊急回覧
10月12日	「住宅応急修理」申し込みのご案内	自治会緊急配布
10月14日	鳥取県西部地震で被災された方へのお知らせ	新聞折込
10月20日	被災された皆さんへのお知らせ	市報折込
	震災の被害状況	市報掲載
11月 6日	被災されたみなさんへお知らせ	市報掲載
11月15日	被災された皆さんへ境港市からのお知らせ	新聞折込
11月20日	被災されたみなさんへお知らせ	市報掲載
12月5日	被災されたみなさんへお知らせ	市報掲載

平成13年

1月 9日	被災されたみなさんへ	市報掲載
2月 5日	被災されたみなさんへ	市報掲載
2月20日	被災されたみなさんへ	市報掲載
3月19日	被災されたみなさんへ	市報掲載
9月 5日	被災されたみなさんへお知らせ	市報掲載
9月20日	被災されたみなさんへ	市報掲載

(以上48ページ～66ページに掲載)

防災行政無線による広報

- ・地震発生にともなう注意について（緊急自動放送）
- ・火の取り扱いについて
- ・水圧低下のお知らせ
- ・不燃ごみ特別収集について
- ・総合相談窓口の開設について
- ・家屋修理、シート張りなどに関する悪質商法について
- ・住宅復興補助金の受付について

6. 災害救助法の適用

災害救助法の適用に伴い、鳥取県知事から、一定条件による住宅の応急修理等の事務の委任を受けた。(平成12年10月8日 22:40)

7. 市税等の減免

市民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、下水道使用料、し尿くみ取り手数料などの減免を実施した。

8. 各種証明手数料の免除

り災証明の提示により、住民票の写し、所得証明、評価証明などの証明手数料を免除した。

9. 被災建築物の応急危険度判定業務

民間建築士のボランティアを中心に、鳥取県、県内他市、境港市が協力し、10月7日～10月18日まで、被災建築物の応急危険度判定を実施した。

調査結果	件数
危険	186件
要注意	268件
安全	255件
調査件数合計	709件

10. 被災住宅の応急修理

地震により破損した住宅の天井や壁、雨漏りなどを、業者を派遣して応急修理した。(7件)

- (対象)
- ・平成12年度市県民税所得割が非課税である世帯
 - ・今後収入が見込めない世帯

11. 見舞金の支給

被害を受けた世帯に対し見舞金の支給を決定し、11月25日から配布開始。

区分	境港市	鳥取県	計
住家の全壊	30,000円	20,000円	50,000円
住家の半壊	20,000円	20,000円	40,000円

12. 義援金の支給

被害を受けた世帯と重傷者に義援金の支給を決定し、12月16日から配布開始。

区分	境港市	鳥取県	計
住家の全壊	20,000円	100,000円	120,000円
住家の半壊	7,000円	35,000円	42,000円
重傷者	14,000円	70,000円	84,000円

13. 倒壊家屋解体処理事業

地震で全壊又は半壊した住宅等の解体撤去を、市が行うこととし、震災復興対策室（初期は損壊家屋解体相談室）で受け付けた。解体後の廃棄物は、竜ヶ山球場サブグラウンドの仮置場に分別集積し、さらに分別処理などを行い適正処分や

有効利用を図った。

- (1) 目的 人命尊重と市民生活の早期安定を図る。
- (2) 対象家屋 全壊又は半壊した住宅（店舗併用住宅を含む）若しくは同一敷地内にある住宅の附属建物（次に掲げるものは除く。）
- ① 企業が設置する事業所
 - ② 公共公益的施設
 - ③ 門・塀だけのもの
- (3) 解体件数 平成12年度 398件
平成13年度 35件 合計 433件
- (4) 解体処理単価

構造	条件	機械・手併用解体	手壊し解体 (小運搬含む)
木造建物		7,100円/m ²	10,700円/m ²
簡易建物		3,900円/m ²	6,900円/m ²
対象物に付属するブロック		一律 1,300円/m ²	

- (5) 災害廃棄物処分量

種別	平成12年度	平成13年度	合計	処分方法
木屑類	29,995m ³	2,750m ³	32,745m ³	焼却
廃プラスチック類	5,525m ³	188m ³	5,713m ³	埋立
がれき類	3,176m ³	8,942m ³	12,118m ³	路盤材利用
粗大鉄屑類	296,330kg	3,570kg	299,900kg	資源回収
家電類	8,770kg	—	8,770kg	資源回収

14. 住宅復興補助制度の創設

被災者の生活再建のためには、住宅再建が不可欠であることから、全国で初めて住宅復興のための新たな補助制度を、鳥取県とともに創設し、復興に取り組んでいる。

対象	対象経費（上限）	補助額（上限）
住宅の新築、購入又は床面積の5割以上の建替	300万円	300万円
住宅の補修又は床面積の5割未満の建替	150万円	96.6万円
液状化補修	150万円	96.6万円
石垣、擁壁の補修	150万円	93.3万円

* 補助金は、県と市で負担

* 高齢者世帯等に対しては、住宅補修の補助額に上乗せあり、上限116.6万円

- (1) 補助金の交付対象者

地震の被災者の方で

- ① 自ら居住する住宅等の新築、購入、建替及び補修を行う方
- ② 液状化等のため住宅の基礎の補修を行う方

- ③ 危険な石垣、擁壁の補修を行う方
- (2) 補助金の対象となる工事
 - ① 住宅の新築、購入又は床面積の5割以上の建替（全壊又は半壊に伴う場合に限る。）
 - ② 住宅の補修又は床面積の5割未満の建替
 - 対象となるもの：屋根瓦の損壊、外壁の損壊、構造体及び基礎の損壊、設備の損壊
 - 対象とならないもの：内部の造作の補修（ただし、構造体の補修に関連するものは対象）
 - ③ 液状化等のための住宅の基礎の補修
 - ④ 石垣、擁壁の補修：宅地造成のための擁壁など
- (3) 補助金の申請期限（括弧内は工事完了期限）
 - ① 住宅の新築、建替 平成14年10月5日（平成15年10月31日）
 - ② 住宅の補修、液状化等の補修、擁壁等の補修
平成13年10月5日（平成14年10月31日）

15. 被災高齢者等生活支援事業

被災された一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭の母等で、自宅の清掃、小修繕等が困難な場合に、自宅での生活が可能となるよう支援した。

助成額 1世帯当たり10万円

16. 被災者生活再建支援事業

全壊10戸以上の要件を満たしたため、10月9日に被災者生活再建支援法の適用を受けた。これにより、居住する住宅が、全壊又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯（半壊で解体の必要がある場合）で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢が要件に該当する場合、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金から、被災者生活再建支援金が支給された。

支援額は、世帯の構成等条件によって異なるが、生活必需品等の購入のための経費として、最高100万円を震災復興対策室が窓口となり支給した。

17. 災害援護資金貸付金

(1) 対象世帯

- ① 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上かかる世帯主の負傷
- ② 半壊以上の住居の被害、又は家財の損害額が概ね3分の1以上

（ただし、世帯主の所得制限あり）

(2) 貸付金額

被害の種類程度	貸付最高限度額
①世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
②家財の3分の1以上の損害	150万円
③住宅の半壊	250万円
④住宅の全壊	350万円
①と②が重複した場合	250万円
①と③が重複した場合	350万円
①と④が重複した場合	350万円

18. 震災対策相談窓口の設置

- 10月10日 地震災害総合相談窓口を設置（職員10名） 市役所別館一階
10月17日 損壊家屋解体相談室を設置（職員4名） 市役所別館二階
10月25日 震災復興対策室を設置（職員20名） 市役所別館一階

地震災害総合相談窓口と損壊家屋解体相談室を統合

- 業務 ①損壊家屋解体調査
②住宅復興対策
③り災証明の発行
④生活支援各種制度受付
⑤相談受付等

11月17日～24日

住宅復興補助金の集中申請受付

市役所分庁舎

平成13年4月2日より震災復興対策室を税務課内に移設

市役所本館一階

（職員3名）

19. 老人福祉センター浴場の無料開放

被災され、入浴が困難となった方のために、老人福祉センターの浴場を無料で開放した。

利用時間 午前11時～午後8時（土・日曜日午後4時～午後6時）

開放期間 平成12年10月10日～10月25日

利用者数 56人

20. 局地激甚災害の指定について(H13. 3. 14政令公布)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、極めて大きな災害が発生した場合に、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対して適用すべき措置を併せて指定するものである。

境港市は、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要となった市町村の区域を単位に指定され（局地激甚災害）、農地等（県、市等（農業者が組織する土地改

良区を含む。)が行う農地、農業用施設、林道等)の復旧に対する特別の助成対象となった。

区 分	災害復旧査定額	暫定措置法による国庫補助率	特別財政援助法による国庫補助率
農 地	72,537 千円	89.6%	97.4%
施 設	1,079,693 千円	99.7%	99.9%

21. 自衛隊の支援

(1) 10月6日～7日

- 14:30 ・陸上自衛隊及び航空自衛隊より災害調査官派遣(知事が派遣要請)
- 17:30 ・鳥取県知事に対して自衛隊災害派遣要請
- 17:40 ・鳥取県知事が自衛隊へ要請
- 17:40 ・陸上自衛隊(第八普通科連隊)が済生会境港総合病院に対し、給水開始(6トン給水 7日 0:48終了)

(2) 10月7日～10日

- 15:55 ・鳥取県知事に対して自衛隊災害派遣要請
- 16:10 ・鳥取県知事が自衛隊へ要請
- 16:10 ・航空自衛隊(美保基地第三輸送航空隊災害派遣部隊)が竹内団地内での液状化現象による路面、側溝の土砂撤去
(10月10日 14:10完了)
7日90名, 8日90名, 9日90名, 10日45名
延315名

22. 境港市消防団の活動状況

10月6日 地震発生後、防災無線で団員の参集と管轄区域の被害状況の調査等を指示

(各分団の活動状況)

団本部	3人
第1分団(境・上道)	16人
第2分団(余子)	9人
第3分団(中浜)	5人
第4分団(渡)	10人
第5分団(外江)	17人
第6分団(誠道)	6人
合 計	66人

10月7日 住民要望により、ブロック塀撤去、屋根補修、瓦撤去、見回りなど実施。(9:00～17:00)

	第1分団 10人	第2分団 8人	第3分団 9人	
	第4分団 1人	第5分団 7人	第6分団 1人	計36人
10月8日	市内全域の屋根破損住宅に防水用シートを配布し、希望により屋根に張る。			
	団本部 3人	第1分団 13人	第2分団 13人	
	第3分団 13人	第4分団 10人	第5分団 17人	
	第6分団 5人			計74人
	防水用シート配布 63世帯 103枚			

23. 教育委員会の対応

10月 6日 小中学校全児童生徒、運動場へ緊急避難 点検後一斉下校

10月 7日 小中学校臨時休校、市立幼稚園休園

10月 9日 学校、PTAによる通学路点検

10月10日 学校再開（外江小は臨時休校し11日に再開）

10月13日 兵庫県の震災・学校支援チームによる相談活動

10月18日 臨床心理士の小学校派遣（外江、余子、上道、誠道、中浜）

24. ボランティアセンターの活動

境港青年会議所と境港市社会福祉協議会が連携して、ボランティアセンターを開設した。

開設期間	平成12年10月10日～10月24日		
活動状況	高齢者世帯を対象とした活動		
	・家屋内外の片付け	12件	41人
	・ブロック片付け	4件	16人
	・屋根のシートはり	4件	9人
	・避難所への配食		17人
	計	20件	83人

25. 境港市防災フェスティバルの開催

日時：平成13年9月29日（土）

午後1時30分～午後4時30分

場所：境港市文化ホール

目的：「平成12年鳥取県西部地震」を風化させないため、フェスティバルを通じて、広く市民に対して防災の重要性を啓発するとともに、防災意識の向上を図り、「災害に強いまちづくり、ひとづくり」を目指すことを目的とする。

内容：第一部 防災講演会

ビデオ上映「平成12年鳥取県西部地震の記録」

講演 「鳥取県西部地震を知る・学ぶ－発生・被災・防災－」

講師 （財）地震予知総合研究振興会

東濃地震科学研究所副主席主任研究員

北海道大学名誉教授 太田 裕 先生

第二部 元気発進コンサート ～ i n 境港

吹奏楽 境港市立第三中学校吹奏楽部の皆さん

ミュージカルメドレー ゆめっ子くらぶのみなさん

7章 各種支援制度の利用状況

(平成14年2月現在)

項 目	件 数	金 額 (円)	備 考
り災証明	2,103	—	全壊 292 半壊 495 一部破損 1,316
災害救助法による応急修理	7	273,000	
被災者生活再建支援制度	115	89,142,055	
被災高齢者等生活支援事業	407	34,943,902	
見舞金 合 計	367	15,390,000	
全 壊	71	3,550,000	50,000 円/世帯
半 壊	296	11,840,000	40,000 円/世帯
災害援護資金貸付	7	17,400,000	
母子・寡婦福祉基金貸付	0	0	
義援金 合 計	378	29,576,000	
全 壊	71	8,520,000	120,000 円/世帯
半 壊	296	12,432,000	42,000 円/世帯
重傷者	11	924,000	84,000 円/人
二次配分	55	7,700,000	140,000 円/世帯 全半壊で新築完成世帯
地震対策特別融資	178	2,806,783,000	預託額 1,094,261,000 円
震災対策商工業復興支援緊急対策事業利子補助金	178	6,168,874	
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金利子補給金	6	86,604	
水産復興支援緊急対策資金利子補給金	22	2,261,344	
倒壊家屋解体処理事業	433	401,064,810	
住宅復興補助金	1,855	1,400,756,000	申請計 2,182 件
住宅建替	73	216,300,000	申請 77 件
住宅補修	1,773	1,176,707,000	申請 2,091 件
液状化補修	6	5,299,000	申請 10 件
石垣、擁壁補修	3	2,450,000	申請 4 件
市営住宅等受入 合 計	31	—	ピーク時(平成13年3月末)
市営住宅	10	—	
県営住宅	21	—	
減免等の状況			
固定資産税の減免	507	2,254,000	家屋 2,051,900 償却 202,100
市県民税の減免	209	5,801,000	市 3,898,300 県 1,902,700
国民健康保険税の減免	102	4,918,000	
介護保険料の減免	145	694,066	
介護保険利用者負担額減免	17	291,210	
保育料の減免	9	684,540	
国民年金免除	3	438,900	
下水道使用料免除	27	714,014	
し尿くみ取り手数料免除	185	639,200	67,680 円
し尿くみ取り手数料補助金	40	131,750	12,744 円
市立幼稚園保育料減免	3	156,000	
私立幼稚園保育料減免補助金	2	77,544	

8章 り災証明の発行

—り災証明—

鳥取県西部地震により被害を受けた家屋のり災証明を発行した。

H12.10.11 り災証明の受付を**地震災害総合相談窓口**(庁舎別館1階)にて開始した。

H12.10.18 神戸市の被害家屋調査要領をそのまま使用することとし、

建築士と境港市職員の2人1組で、り災認定作業を開始した。

また、判定結果に不服のある方の再審査については、請求により2回を限度として行うこととした。

(建築士)

- ・鳥取県建築士事務所協会に委託し、派遣された建築士
- ・鳥取県に派遣依頼し、派遣された建築士(鳥取市・倉吉市職員)
- ・境港市職員の建築士

H13.10.25 庁舎別館1階を**震災復興対策室**として正式に設置し、り災証明の申込窓口とした。

H13.04.02 震災復興対策室を税務課内に移設した。また、3月末でり災証明の発行を終了したが、必要とする理由(保険金の請求に必要な場合等)により発行をすることとした。

・り災証明発行件数(平成14年2月末現在 非住家を含む全件数)

全	壊	292件
半	壊	495件
一部破損		1,316件
合	計	2,103件

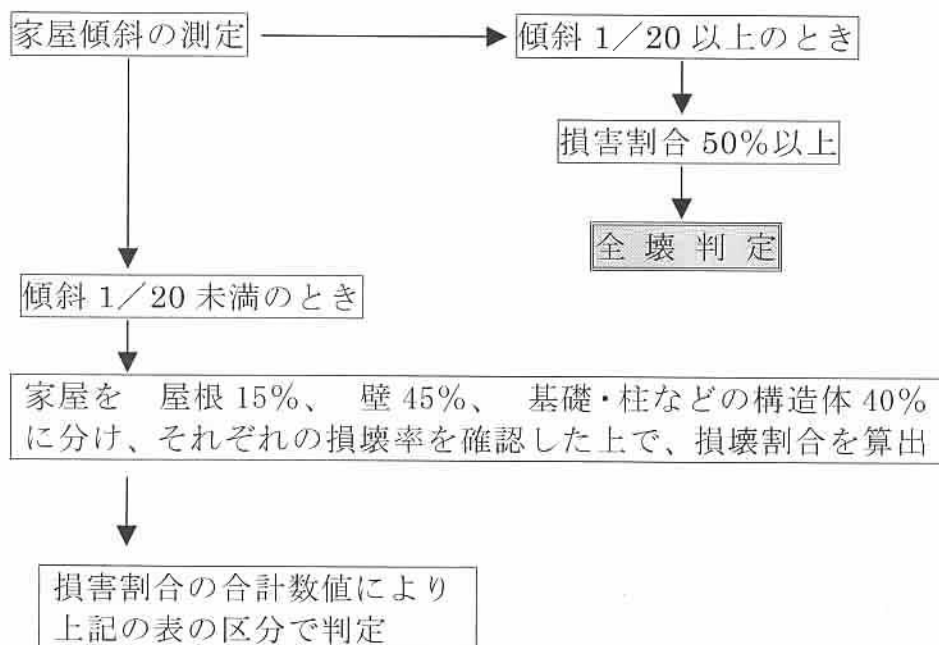
り災証明判定方法のあらまし

(木造・プレハブ家屋の場合を例にして、判定手順を解説)

1. 割合別による判定結果区分表

損害割合	50%以上	20%以上 50%未満	20%未満
判定結果	全 壊	半 壊	一部破損

2. 判定作業の手順



《例》屋根が 50%、壁が 15%、構造体が 25%の損傷と傾斜なしを確認された場合

区 分	構成比 (a)	損傷率 (b)	損害割合 (a×b)
屋根部分	15%	50%	8%
壁部分	45%	15%	7%
構造体部分	40%	25%	10%
合 計	100%	—	25%

半壊判定

り 災 証 明 書

○太わく部分をご記入ください。

申 請 者	住所（現在の連絡先を記入してください。）Tel () —			
	氏名（り災者と同じ場合は記入不要です。）明・大・昭・平 年 月 日生			
り 災 者 氏 名	フリガナ _____ 明・大・昭・平 年 月 日生 ④			
り 災 場 所 等	境港市 町 番地 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>借家 </td> <td style="width: 10%; border: none; text-align: center; vertical-align: middle;"> （り災家屋の所有者を記入してください。） </td> <td style="width: 40%; border: none;"> <input type="checkbox"/>住宅 <input type="checkbox"/>非住宅 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家	（り災家屋の所有者を記入してください。）	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅
<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家	（り災家屋の所有者を記入してください。）	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅		

※り災証明書の再発行はいたしかねますので、原本は大切に保管してください。

り 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 (5割以上) (2割～5割未満) (2割未満)
---------	--

鳥取県西部地震に伴い生じた「り災」の状況は上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

境港市長 黒 見 哲 夫

9章 義援金等受け入れ及び配分状況

1. 義援金

単位：円

義援金の区分	金額	摘要
境港市への義援金	8,275,870	147件
鳥取県からの義援金（12年度）	16,605,000	鳥取県共同募金会・日赤鳥取県支部・NHK・鳥取県
鳥取県からの義援金（13年度）	15,770,000	鳥取県共同募金会・日赤鳥取県支部・NHK・鳥取県
合計（A）	40,650,870	

2. 配分状況

第一次配分（境港市分）

区分	対象件数	配分金額	配分済件数	配分総額
重傷者	11	14,000	11	154,000
全壊	71	20,000	71	1,420,000
半壊	296	7,000	296	2,072,000
合計（B）				3,646,000

第一次配分（鳥取県分）

区分	対象件数	配分金額	配分済件数	配分総額
重傷者	11	70,000	9	630,000
全壊	71	100,000	67	6,700,000
半壊	296	35,000	277	9,695,000
合計（C）				17,025,000

注：重傷者2名、全壊4件、半壊19件は鳥取県より直接配分済み。

第二次配分（全・半壊で建替完成世帯）

対象者数 (14年2月末現在)	配分金額	配分済件数	未配分件数	新規対象者数 (見込み)	配分総額 (D)
77	140,000	55	22	53	18,200,000

第二次配分（全壊で建替をしない世帯）

対象者数 (14年2月末現在)	配分金額	配分済件数	未配分件数	新規対象者数 (見込み)	配分総額 (E)
0	70,000	0	0	20	1,400,000

配分残額（見込み）	379,870
(A) - (B) - (C) - (D) - (E)	

注) 残額は、境港市社会福祉協議会ボランティア基金へ積み立てる予定。

3. 支援物資等受入状況

日時	物資	単位	数量	提供者
10/7 (土)	ミネラルウォーター	2リットル入り	1200	アサヒ飲料中国支社
10/7 (土)	ミネラルウォーター	2リットル入り	1200	サントリー (株) 山陰支店
10/7 (土)	牛乳	200ミリリットル入り	1890	大山乳業農協
10/7 (土)	乳酸飲料	本	100	ヤクルト米子支店
10/7 (土)	パン	個	150	山崎製パン
10/7 (土)	軍手	足	1200	ホームセンターナンバ
10/8 (日)	ミネラルウォーター	2リットル入り	120	山陽コココーラ米子営業所
10/9 (月)	軍手	足	1200	関西グローブ巴里
10/9 (月)	パン	個	30	三宅組 三宅浩志
10/10 (火)	ミネラルウォーター	2リットル入り	18	(株) サンリツ
10/10 (火)	みかん	10kg入り ケース	10	大崎上島みかん共同選果場
10/10 (火)	ブルーシート	枚	14	北陽 (株) 米子営業所
10/10 (火)	ティッシュペーパー	箱	80	北陽 (株) 米子営業所
10/11 (水)	タオル	枚	200	野村證券 (株) 米子支店
10/11 (水)	タオル	枚	600	サンクロレラ販売 (株)
10/11 (水)	ミネラルウォーター	本	24	インフラテック (株) 第4営業部広島支店
10/11 (水)	タオル	枚	100	(株) ぎょうせい中国支社
10/11 (水)	ミネラルウォーター	本3.78リットル入り	180	岩国海兵隊 濱本万千子
10/12 (木)	タオルケット・洗面セット	セット	34	救世軍中国九州連隊広島小隊
10/12 (木)	電気がま・Gパン	個	各1	岸本秋子
10/12 (木)	リポビタンD	本	50	昭和 (株) 関西支社山陰営業所
10/12 (木)	ポカリスエット	本 500ml	120	大塚製薬 (株) 米子出張所
10/12 (木)	カロリーメイト	箱 4本入り	100	大塚製薬 (株) 米子出張所
10/13 (金)	パン	個	1800	(株) コモ
10/13 (金)	タオル	本	200	第一生命境港支部
10/13 (金)	米 (山形米)	kg	30	(有) 齊藤瓦
10/17 (火)	舗装補修剤	袋 30kg入り	100	シンレキ工業 (株) 中国営業所
10/20 (金)	トイレトペーパー	ロール	60	(株) サニクリーン広島米子営業所
10/20 (金)	お総菜	袋 1kg入り	3	カロリーメイクショップ白兔
10/23 (月)	そば米雑炊	個	1400	阿波池田商工会議所青年部
11/30 (木)	アクリル毛布	枚	1	吉森安子
	レスキューボード	台	1	安達紙器工業 (株)
	新聞			日本海新聞社
	新聞			山陰中央新報社

10章 災害復旧事業

1. 予算規模

(単位:千円)

会計	計	12年度 決算額	12年度 繰越額	13年度 予算額	14年度 予算額	
一般会計	5,378,144	2,023,266	813,369	2,482,643	58,866	
下水道事業費特別会計	260,325	96,418	133,907	30,000		
境港新都市土地区画整理事業費特別会計	5,880	5,880				
汚水処理施設整備費特別会計	5,536	5,536				
計	5,649,885	2,131,100	947,276	2,512,643	58,866	
財源内訳	国	677,089	385,277	268,467	23,345	0
	県	1,217,421	255,169	43,467	888,637	30,148
	市債	2,134,000	756,083	607,017	755,900	15,000
	その他	1,416,798	594,826	16,798	805,174	0
	一般財源	204,577	139,745	11,527	39,587	13,718

2. 一般会計の主な事業

項目	計	12年度 決算額	12年度 繰越額	13年度 予算額	14年度 予算額	主な内容	
生活支援	8,030	7,830		200		災害見舞金	
住宅復興	17,400	10,700	6,700			災害援護資金貸付金	
	34,944	34,944				高齢者等生活支援費	
金融対策	1,773,220	166,447		1,561,638	45,135	住宅復興補助金	
その他	1,400,000	594,826		805,174		地震対策特別資金貸付金(預託)	
	157,204	92,988		50,491	13,725		
(小計)	3,390,798	907,735	6,700	2,417,503	58,860		
災害復旧費	農業施設	10,341	4,088	6,091	156	6	県営耕地負担金(中海干拓地)ほか
	社会福祉施設等	103	103				保育所
	環境衛生	442,823	336,809	96,916	9,098		災害廃棄物処分
		408,034	352,902	55,132			全半壊住宅解体処分
		5,187	5,187				浄化センター、リサイクルセンターほか
	(小計)	856,044	694,898	152,048	9,098	0	
	道路橋りょう	601,823	266,879	291,958	42,986		市道 (竹内団地、昭和町、中海干拓地等)
	漁港	25,328	25,328				渡漁港
	公園	76,572	15,032	61,540			中浜緑地等
	公立学校施設	220,138	40,138	180,000			小、中学校
その他教育施設	188,591	60,659	115,032	12,900		市民会館、図書館ほか	
その他公共施設	8,406	8,406				地区会館、消防施設ほか	
計	5,378,144	2,023,266	813,369	2,482,643	58,866		
財源内訳	国	554,777	339,003	192,429	23,345	0	
	県	1,217,421	255,169	43,467	888,637	30,148	
	市債	1,990,300	699,445	549,955	725,900	15,000	
	その他	1,416,798	594,826	16,798	805,174	0	
	一般財源	198,848	134,823	10,720	39,587	13,718	

3. 平成12年度決算額

事業名	事業費	国	県	市債	その他	一般財源
り災者災害見舞金	7,830					7,830
災害援護資金貸付事業	10,700		10,700			0
被災地高齢者等生活支援事業	34,944		17,471			17,473
地震特別対策資金貸付	594,826				594,826	0
住宅復興補助	166,447		92,583	73,800		64
震災復興事業(事務局経費,人件費等)	85,200		6,300			78,900
震災復興広報事業	303					303
被災者健康支援事業	193					193
被災者浴場開放事業	54					54
梅檀保育園災害復旧費補助金	1,098			1,000		98
公衆浴場災害復旧支援事業	417		208			209
被災世帯し尿汲取料減免補助金	129					129
震災対策商工業復興支援利子補給	267					267
市営住宅修繕	391					391
県営住宅修繕	4,297		4,297			0
非常備消防震災出動分	561					561
被災世帯私立幼稚園保育料減免	78					78
農業施設災害復旧事業	3,628	1,592		1,600		436
県営耕地災害復旧事業負担金	460			460		0
保育所災害復旧事業	45					45
老人福祉センター地下外圧加圧試験	58					58
災害廃棄物処理事業	689,711	206,266	123,610	358,700		1,135
浄化センター災害復旧事業	4,011	1,951		1,900		160
リハビリセンター災害復旧事業	788					788
墓地災害復旧事業	388					388
市道災害復旧事業	266,879	100,920		151,885		14,074
渡漁港災害復旧事業	25,328	15,091		9,900		337
公園施設災害復旧事業	15,032	1,800		10,300		2,932
公立学校施設災害復旧事業	40,138	11,383		25,900		2,855
文化財災害復旧事業	1,942			1,900		42
社会教育施設災害復旧事業	53,066			52,200		866
社会体育施設災害復旧事業	5,651			2,900		2,751
市営住宅災害復旧事業	2,268			2,200		68
集会所施設災害復旧事業	2,321			2,200		121
情報処理室災害復旧事業	839					839
消防施設災害復旧事業	2,978			2,600		378
一般会計合計	2,023,266	339,003	255,169	699,445	594,826	134,823
災害復旧事業(下水道)	96,418	41,994		49,838		4,586
災害復旧事業(新都市)	5,880			5,800		80
災害復旧事業(汚水処理)	5,536	4,280		1,000		256
全会計総計	2,131,100	385,277	255,169	756,083	594,826	139,745

4. 平成12年度繰越額

事業名	事業費	国	県	市債	その他	一般財源
災害援護資金貸付事業	6,700		6,700			0
農業用排水路災害復旧事業	4,893		2,439			2,454
県営耕地災害復旧事業負担金	1,198			1,140		58
災害廃棄物処理事業	152,048		34,328	117,400		320
市道災害復旧事業	291,958	151,381		140,515		62
公園施設災害復旧事業	61,540	41,048		20,400		92
公立学校施設災害復旧事業	180,000			163,200	16,798	2
社会教育施設災害復旧事業	115,032			107,300		7,732
一般会計 計	813,369	192,429	43,467	549,955	16,798	10,720
						0
災害復旧事業(下水道)	133,907	76,038		57,062		807
全会計総計	947,276	268,467	43,467	607,017	16,798	11,527

5. 平成13年度予算額

事業名	事業費	国	県	市債	その他	一般財源
り災者災害見舞金	200					200
住宅復興補助事業	1,561,638		879,756	681,400		482
地震特別対策資金貸付	805,174				805,174	0
震災対策資金利子補給金	29,894					29,894
液状化対策推進補助金	10,900		5,450			5,450
コミュニティ広場災害復旧補助金	162		81			81
企業実態調査	3,350		3,350			0
地域防災計画見直、記録誌作成	1,838					1,838
県営耕地災害復旧事業	156					156
災害廃棄物処理事業	9,098			9,000		98
市道災害復旧事業	42,986	23,345		18,300		1,341
市指定文化財災害復旧補助	4,347			4,300		47
社会教育施設災害復旧事業	12,900			12,900		0
一般会計 計	2,482,643	23,345	888,637	725,900	805,174	39,587
災害復旧事業(下水道)	30,000			30,000		0
全会計総計	2,512,643	23,345	888,637	755,900	805,174	39,587

6. 平成14年度予算

事業名	事業費	国	県	市債	その他	一般財源
住宅復興補助事業	45,135		30,000	15,000		135
震災対策資金利子補給金	13,725		148			13,577
県営耕地災害復旧事業負担金	6					6
一般会計 計	58,866	0	30,148	15,000	0	13,718
全会計総計	58,866	0	30,148	15,000	0	13,718

11章 議会の対応

1. 鳥取県西部地震に係る被災地現地視察

視察日	平成12年10月13日(金)
視察場所	済生会境港総合病院 境港西工業団地 中海干拓地弓浜工区(農地・農道) 竜ヶ山球場サブグラウンド(災害廃棄物の仮置場) 境港健康シティタ日ヶ丘 中浜サントピア 下水道センター 境港竹内工業団地 境漁港及び市場施設

2. 特別委員会の設置

名称	震災復興問題調査特別委員会
設置期間	平成12年12月議会～平成13年3月議会
委員	8名
開催日	平成12年12月19日(火) 平成12年12月28日(木) 平成13年3月22日(木)

3. 意見書の提出

資料1

意見書名	被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書
提出日	平成13年3月26日
提出先	内閣総理大臣 財務大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長

4. 要望活動

資料2

緊急要望活動(米子市議会と合同活動)	
日程	平成12年11月1日(水)
要望書	鳥取県西部地震に関する緊急要望
要望メンバー	議長 副議長 経済建設委員会委員長 経済建設委員会副委員長
要望先	自治大臣 建設大臣 農林水産大臣 国土庁長官 水産庁長官 地元選出国會議員

5. 鳥取県市議会議長会での対応

- ①日 程 平成13年3月17日(土) **資料3**
岩井國臣国土交通大臣政務官へ要望活動
要望事項 鳥取県西部地震による震災復興対策への財政支援並び
に被災者に対する生活再建のための支援策の拡充
- ②日 程 平成13年4月10日(火) **資料4**
鳥取県市議会議長会定例総会
提出議案 災害被災者の住宅再建支援について
可決後、要望書を関係省庁等へ送付

6. 中国市議会議長会での対応

資料5

- 日 程 平成12年10月26日(木)
第107回中国市議会議長会臨時総会
提出決議 震災対策に関する決議(緊急提案)
可決後、決議文を全国市議会議長会会長へ送付

平成13年3月26日

内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣 様
衆議院議長
参議院議長

境港市議会議長

被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書

平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震で、境港市では全半壊等1,500戸を超す被害を受けた。その教訓を踏まえ、自然災害に伴う住宅再建に公的支援を行うため、鳥取県と本市を含めた県下全市町村が協力して被災者住宅再建支援基金を創設することを検討している。

被災者の生活基盤となる住宅復興を支援しなければ地域の活力を維持することはできない。

自然災害からの地域の再建は、地方自治体だけの責務ではなく国にも責任があることから、国において全国規模の基金を創設することが望まれるところである。

よって、政府におかれては、被災者の住宅再建に対する公的支援制度に関し法律を整備するとともに、全国規模の基金を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

資料2

鳥取県西部地震に関する緊急要望

ご承知のとおり・去る10月6日、鳥取県米子市の南約20キロを震源としてマグニチュード7.3の地震が発生し、鳥取県西部の各自治体が甚大な被害を被ったところでありますが、被災後、直ちに現地をご視察いただくなど、迅速かつ適切な対応をしていただきましたことに対して、深く感謝申し上げます。

幸いにも死者、火災による被害はありませんでしたが、多数の家屋の全半壊、ライフラインの破壊を初め、各方面にわたり、市民生活を直撃する甚大な被害を受けており、中でも弓ヶ浜半島部におきましては、干拓農地を初め、全般にわたり、液状化現象による壊滅的ダメージを受けております。

また、港湾、漁港関連施設の損壊がひどく、全国有数の漁業基地である境港を基盤とする水産業も操業休止を余儀なくされるなど基幹産業にも甚大な影響が出ております。

現在、両市におきましては、余震が続く中、関係者が総力を挙げて懸命な災害復興に取り組んでいる状況であります。

このような状況の中、地元住民の切なる願いは、一日も早い災害復興であり、国の関係機関による手厚い支援であります。

つきましては、こうした深刻な状況をご理解いただき、激甚災害指定等政府の震災対策に対し特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成12年11月1日

鳥取県米子市議会議長

鳥取県境港市議会議長

要望項目一覧

◎ 農林水産省

- 1 干拓地の営農復旧に向けた財政支援について
 - (1) 農業施設の早期復旧
 - (2) 農地の早期復旧と土壌改良
 - (3) 既往資金の償還猶予
 - (4) 被災農家への低利融資措置の早期実施
- 2 日本海側一の境漁港の被害施設の早期復旧に対する財政支援について
- 3 漁業者及び水産加工業者等への緊急支援措置について

◎ 建設省

- 1 公共土木施設等の災害復旧事業の促進について
道路、港湾、河川、砂防、下水道施設の災害復旧事業に対する国庫補助制度の拡充、予算の確保及び重点配分

◎ 自治省

- 1 被災自治体の地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政支援措置について
 - (1) 災害救援、災害復旧等の特別の財政需要の特別交付税の算定における十分な措置
 - (2) 災害復旧事業の財源となる地方債の要望額確保、交付税措置の充実、早期許可
 - (3) 市税等の減免に伴う補填措置

◎ 国土庁

- 1 激甚災害指定について
今回の鳥取県西部地震を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害に指定すること

平成13年3月17日

国土交通大臣政務官
岩井 國 臣 様

鳥 取 県 市 長 会
会 長 鳥 取 市 長

鳥取県市議会議長会
会 長 境港市議会議長

鳥取県内四市の要望について

常々、国政の発展と地方自治の振興のため、ご尽力をいただいております。心より深く感謝を申し上げます。

21世紀・地方分権社会の幕明けを迎え、地方では改革と地域間の競争の時代を迎えております。

つきましては、鳥取県の活力ある発展のため、四市共通の要望事項をとりまとめましたので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 鳥取県西部地震による震災復興対策への財政支援並びに被災者に対する生活再建のための支援策の拡充
2. 高規格幹線道路、地域高規格道路等の建設促進について
 - (1) 中国横断自動車道姫路鳥取線の建設促進
 - (2) 山陰自動車道の整備促進
 - (3) 北条湯原道路の早期の整備促進
 - (4) 鳥取・豊岡・宮津自動車道の建設促進
 - (5) 江島架橋（臨港道路江島幹線）及び境港・松江間のアクセス道路の整備促進
 - (6) 山陰道鳥取・青谷道路の早期事業化
3. 港湾・空港の整備について
 - (1) 重要港湾境港の整備促進と重要港湾鳥取港の改修
 - (2) 重要港湾境港・米子空港におけるC I Q（税関・入管・検疫）業務体制の充実・強化
 - (3) 米子空港滑走路延長（2500m化）事業の早期完成
4. 農産物の輸入急増に対する緊急輸入制限措置（一般セーフガード）の早期発動及びこれらに係る手続の簡素化、品目の拡大

平成13年4月10日
鳥取県市議会議長会提出議案

災害被災者の住宅再建支援について

(境港市提出)

平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震の被災地においては、住宅等の全・半壊が多数発生した。

阪神・淡路大震災後、災害の被災者に対して、家財道具などの購入に最高100万円の公的資金を支給する被災者生活再建支援法が成立し、災害からの復興に欠かせない公的支援のうち、被災者の生活を立て直すための制度は確立された。

しかしながら、被災者の生活基盤となる住宅再建については、鳥取県において全国でも初めて住宅復興補助金の制度を設け地域の早期復興を図っているが、国においては被災した住まいの再建を支える制度はいまだ確立されていない。

被災者の生活基盤となる住宅復興を支援しなければ地域の活力を維持することはできない。

このため住宅再建に対して国と地方との協調による公的支援の制度を早急に確立されるよう要望する。

震災対策に関する決議

(鳥取支部提出)

阪神・淡路大震災を教訓に、大規模災害に対する防災対策等の充実強化が図られてきたが、去る10月6日に鳥取県米子市の南約20キロを震源としてマグニチュード7.3の鳥取県西部地震が発生し、この震災によって甚大な被害を受けた被災自治体は、余震が続く中、関係者が総力をあげて災害復興に取り組んでいる。

よって国におかれては、この度の鳥取県西部地震における復興に向けて、下記の事項を実現されるよう緊急要請する。

記

- 1 被災市民の生活支援について、特段の措置を講じること。
- 2 鳥取県西部地震を激甚災害に指定し、被災地の早期復旧に特段の措置を講じること。
- 3 被災地の産業支援と雇用の確保について、特段の措置を講じること。
- 4 地震災害対策の強化を図ること。
- 5 被災自治体に対し、地方交付税、地方債等による地方負担に対する財政支援措置を講じること。

以上決議する。

平成12年10月26日

第107回中国市議会議長会臨時総会

12章 境港市被災者住宅再建支援事業助成条例の制定

自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、被災地域が活力を失うことなく力強く復興することを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的として、鳥取県被災者住宅再建支援制度が創設された。

平成12年鳥取県西部地震の支援制度である住宅復興補助制度をもとに、鳥取県と県内39市町村とで基金を創設し、毎年2億円を25年度50億円を積み立てる制度である。

これを受け、境港市議会9月定例会において、境港市被災者住宅再建支援事業助成条例が可決、制定され、10月1日から施行された。

支援金の8/10を基金から、1/10ずつを県と市町村が負担する。

詳細は、今後参加市町村と鳥取県とで協議して決定されるが、住宅の立替に300万円、補修に150万円（うち2/3）を支援金として交付する予定。

境港市被災者住宅再建支援事業助成条例

平成13年9月25日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、市が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもの、その他被災地域の崩壊を招く重大な被害が生じたもので市長が支援金を交付する必要があると認めたものをいう。

(支援金の交付)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の右欄に掲げる交付額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

被災者住宅再建事業	交付対象者	交 付 額
<p>(1) 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として市長が別に定める者（以下「所有者等」という。）が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。）その他自然災害により居住することが困難となった住宅（以下「全壊住宅等」という。）に代わる住宅の新築又は購入（市内におけるものに限る。）</p>	<p>全壊住宅等の所有者等</p>	<p>全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約（所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。）をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）</p>
<p>(2) 全壊住宅等の改築又は増築（全壊住宅等（当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。）の延べ面積の5割以上に相当する部分を建て替える場合に限る。）</p>	<p>全壊住宅等の所有者等</p>	<p>全壊住宅等の改築又は増築（発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）</p>
<p>(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅（以下「破損住宅等」という。）の補修のうち市長が別に定めるもの</p>	<p>破損住宅等の所有者等</p>	<p>破損住宅等の補修（発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費（破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。）のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額（当該経費が50万円以下である場合にあつては、当該経費に10分の10を乗じて得た額）</p>
<p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が別に定める事業</p>	<p>市長が別に定める者</p>	<p>市長が別に定める額</p>